

参考様式2

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成26年 6月 26日

福井市長 東村 新一



記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

東郷二ヶ集落、福田集落、小安集落、上毘沙門集落、下毘沙門集落、円城寺集落、上東郷集落

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成26年6月26日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

6 経営体数

法人	0 経営体
個人	5 経営体
認定農業者	0 経営体
集落営農（任意組織）	1 組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・地域の農地所有者は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。  
（福田集落、上毘沙門集落、下毘沙門集落、円城寺集落、上東郷集落で取組む）
- ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。（全集落で取組む）
- ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換しようとする人は、原則として農地を農地中間管理機構に貸し付ける。（上毘沙門集落、下毘沙門集落、円城寺集落、上東郷集落で取組む）

6. 地域農業の将来のあり方

- ・集落周辺に防護柵を連携して設置し、鳥獣害を減少させていく。（小安集落）

(別紙)

- ・直売所を利用した地産地消に取り組み、高齢者が生きがいを持って営農していく。(下毘沙門集落)
- ・シバザクラ等の地衣植物の植栽がされ、畦畔の草刈作業の労働力が軽減していく。(下毘沙門集落)
- ・農業参入企業を受け入れ、農地を集積し、保全していく。(下毘沙門集落)
- ・完熟堆肥など有機物の施用によって、環境保全の営農活動を推進していく。(下毘沙門集落)
- ・集落営農組織を立上げ農作業の委託、農業用機械の共同利用、肥料や農薬の共同購入や耕作放棄地を削減していく。(円城寺集落)
- ・集落内の認定農業者への利用権設定により、後継者のいない農業者の農地を集積していく。(円城寺集落)
- ・担い手に集積・集約化していく。(全集落)